

○藤井寺市議会委員会条例（昭和44年藤井寺市条例第20号） 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務建設常任委員会 7人</p> <p>ア (略)</p> <p>イ <u>政策企画部の所管に属する事項</u></p> <p>ウ <u>総務部の所管に属する事項</u></p> <p>エ～シ (略)</p> <p>(2) 民生文教常任委員会 7人</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>(意見を述べようとする者の申出)</p> <p>第24条 (略)</p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、前項の規定による申出は、委員長が定めるところにより、委員長が定める電子情報処理組織（委員会又は委員長の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第28条において同じ。）を使用する方法により行うことができる。</u></p> <p>(公述人の決定)</p> <p>第25条 公聴会において意見を<u>聴こうとする</u>利害関係者及び学識経験者等（以下「公述人」という。）は、<u>前条の規定によりあらかじめ申し出た者及びその他の者の中から</u>、委員会において定め、議長を経て、本人にその旨を通知する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(公述人の発言)</p> <p>第26条 (略)</p> <p>2 公述人の発言は、その意見を<u>聴こうとする</u>案件の範囲を超えてはならない。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務建設常任委員会 7人</p> <p>ア (略)</p> <p>イ <u>総務部の所管に属する事項</u></p> <p>ウ <u>政策企画部の所管に属する事項</u></p> <p>エ～シ (略)</p> <p>(2) 民生文教常任委員会 7人</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ <u>市民病院の所管に属する事項</u></p> <p>(意見を述べようとする者の申出)</p> <p>第24条 (略)</p> <p>(公述人の決定)</p> <p>第25条 公聴会において意見を<u>聞こうとする</u>利害関係者及び学識経験者等（以下「公述人」という。）は、<u>あらかじめ文書で申し出た者及びその他の者の中から</u>、委員会において定め、議長を経て、本人にその旨を通知する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(公述人の発言)</p> <p>第26条 (略)</p> <p>2 公述人の発言は、その意見を<u>聞こうとする</u>案件の範囲を超えてはならない。</p> <p>3 (略)</p>

改正後	改正前
<p>(代理人又は文書等による意見の陳述)</p> <p>第28条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は<u>文書若しくは電子情報処理組織を使用する方法により意見を提示することができない。ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りではない。</u></p> <p>(参考人)</p> <p>第29条 (略)</p> <p>2 前項の場合において、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>(記録)</p> <p>第30条 (略)</p> <p>2 前項の記録は、議長が保管する。</p> <p>3 <u>第1項の規定にかかわらず、同項の規定による記録の作成は、議長が定めるところにより、当該記録に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。この場合において、同項の規定による署名又は押印については、同項の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって議長が定めるものをもって代えることができる。</u></p>	<p>(代理人又は文書による意見の陳述)</p> <p>第28条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は<u>文書</u>で意見を提示することができない。ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りではない。</p> <p>(参考人)</p> <p>第29条 (略)</p> <p>2 前項の場合において、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聞こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>(記録)</p> <p>第30条 (略)</p> <p>2 前項の記録は、<u>電磁的記録</u>によることができる。この場合における同項の署名又は押印については、<u>法第123条第3項の規定を準用する。</u></p> <p>3 <u>前2項</u>の記録は、議長が保管する。</p>